第２章　私権の主体

目次　第１節　自然人
第２節　法　人

Navigator's Voice

私達は，誰もが私法上の権利や義務の帰属主体となり得る資格（権利能力）を有しています。しかし，生まれたばかりの子のように，自分の行為の結果を理解できる能力（意思能力）がない場合，そもそも法律関係を形成する上での有効な「意思表示」というものがありえません。

たとえば，レストランで注文をすれば，その代金を支払うことになります。しかし，注文したのが２，３歳の子供であった場合にまで，同じように代金支払義務を課すことは無理でしょう。そもそも，注文するという行為から代金を支払うという義務が生じることを理解するだけの「意思能力」があったとはいえないからです。そこで，民法では，「意思能力」を欠く者の行為は無効と解されています。

また，自らの行為により，法律行為の効果を確定的に帰属させる能力（行為能力）が十分でない人もいます。たとえば，強度の認知症に陥ったお年寄りが，訪問販売員と布団を購入する契約を締結したとします。しかし，このお年寄りにはもはや，布団が必要なのか否か，その質に適した代金なのか否かの判断をする能力がなかった場合，契約を有効とすることはあまりにも酷です。

そこで，民法は，そういった行為能力の不十分な者（制限行為能力者）を，その判断能力及び保護の必要性の程度に応じて三類型（被後見人・被保佐人・被補助人）に区分し，保護する制度を設けています。

さらに，「自然人」だけでなく，一定の要件を充たした団体（又は財産の集合体）についても，「法人」としてその「権利能力」が認められています。これは，個人に限らず団体（又は財産の集合体）にも権利・義務の帰属主体たる資格を与えることが，取引を行っていく上で便利だからです。

本章では，このような私権の主体について学びます。